

組織部報

2014年

11月7日

国労東日本本部

組織部

国労加入を

大胆に訴えよう!

JR総連・東労組は殺人集団の影響下か?!

安倍首相が「何件も殺人を起こしている活動家が浸透し影響力を行使しているのがJR総連・JR東労組」と断言!!!

10月30日10時過ぎ、第187回臨時国会衆議院予算委員会のテレビ中継が行われている最中、枝野幸男衆議院議員（民主党）の質問に対して安倍内閣総理大臣が驚きの発言をした。「…殺人や強盗や窃盗や盗聴を行った革マル派活動家がいる。この革マル派活動家が影響力を行使し得る指導的な立場に浸透している」とみられるJR総連・JR東労組を答弁や質問主意書によって、これはそういう団体であるということを確認したのは枝野大臣のときの内閣である。…これは殺人

を行っている団体だから、そういう団体が影響力を行使しているのはゆゆしき問題である。…何件も殺人を起こしている活動家が浸透している。それを認めたのはまさに枝野氏が入っている内閣が認めたわけである。つまり枝野氏は認識していたわけである。」というもの。

国の最高権力者が、「何件も殺人を起こしている活動家が浸透し影響力を行使しているのがJR総連・JR東労組だ」ということである。

JR東日本会社にこんな組織があると
は……!!

浦和電車区地位確認等請求事件、
JR東労組が敗訴!!!

JR総連通信によると、「今年10月3日最高裁第三小法廷は『美世志会地位確認等請求事件』で『上告を棄却する』決定を下した」そうだ。

この事件は、平成13年に当時浦和電車区所属の運転士に対し、JR東労組の方針に従わずに対立する労組の組合員とキャンプに参加したことを組織破壊行為として、当該社員ら7名がJR東労組を脱退させJR東日本会社を退職させるなどした強要罪に問われ、平成14年11

月に逮捕・起訴されたことについて、刑事事件としては平成24年2月に最高裁で有罪が確定した事件だが、第1審（東京地裁）判決が出された平成19年に、JR東日本会社が当該社員ら6名（7名中1名は既に退職）を懲戒免職にした事に対して地位確認を求めた訴訟。平成24年に東京地裁判決、平成25年に東京高裁判決が出されていたもの。

これで、『美世志会地位確認等請求事件』（正式には、浦和電車区地位確認等請求事件）については、刑事・民事とも終結を迎えた。

働く者の労働条件を改善することを主目的とした労働組合が、司法の場で「強要罪」として断罪された。13年以上に亘って冤罪を言い続けたJR東労組であるが、法治国家を認めるのならば、この判決に従って悔悛しなければならぬ。

JR東日本会社は、この判決を受けて社長談話を職場に掲示し、「…会社の懲戒解雇処分は正当性が全面的に認められ、事件は最終的に会社勝訴で確定しました。…社員が安心して働くことのできる平穏な職場環境があつてはじめて実現できるものです。…『職場規律の確保』に最大限、力を尽くしていきます。社員の皆さんも、

この機会に、職場規律の重要性について、改めて真摯に考えてほしいと思います。」（下線は原文通り）とした。

東労組大宮安全キャラバン事件も

JR東労組が敗訴!!

また、これに先んずる9月25日、JR総連もJR東労組もHPなどで明らかにしていないが、「東労組大宮安全キャラバン事件」についても東京高裁で判決が出され、会社主張の正当性が認められた。（9月26日付けJR東日本会社勤労速報より）

この事件は、平成19年11月、当時のJR東日本会社常務取締役が大宮支社内の2つの現業機関を訪問した時に、「浦和電車区地位確認等請求事件」についてJR東労組が行った解雇撤回を求めた署名活動に介入したとされたことについての不当労働行為救済を求めた事件で、都労委・中労委が棄却し、東京地裁に中労委命令の取り消しを求めた。平成26年東京地裁も棄却したため東京高裁に控訴された事件。

JR東日本会社は、JR東労組の主張は「JR東労組関係者が、常務発言の内容を曲解ないし誤解して伝達していると解せざるをえず、その責は東労組にある」と主張し、認められた。すなわち、「JR東労組は白を黒と言って宣伝している」ということになる。

国労は、殺人や強要もしない、ごく当たり前の労働組合です!!

ある地方では、未だに本来自由であるはずの労働組合加入をめぐり、威圧や恫喝まがいな事まで行われていると報告がされている。

あまり考えたくはないが、以上の3点の出来事が関連しないことを願ってやまない。

この間、繰り返し私たち国労は主張してきたが、改めて「労働運動に暴力は無縁」である!

安心して働き続けられる職場作りに向け、今こそ国労加入を呼びかけよう!